

ガソリンスタンドにおけるガソリン販売について

1 ガソリンの容器

ガソリンの容器は、消防法に基づく落下試験、気密試験、内圧試験等の試験基準に適合している10リットル以下のプラスチック製容器、又は60リットル以下の金属製容器とされています。さらに乗用車等で運搬する場合には、22リットル以下の金属製容器に限定されています。

プラスチック製容器は火災危険が高く、適合する容器は流通しておりません。



ガソリン専用容器



ポリエチレン製容器(灯油かん等)

2 安全な運搬方法

- (1) 容器の収納口を上方に向けて、落下、転倒及び破損しないよう積載し運搬してください。
- (2) 容器の収納口を確実に密栓してください。
- (3) 容器の外部には危険物の品名（ガソリン）、数量（〇リットル）、注意事項（火気厳禁等）を表示してください。

3 ガソリンの容器詰替え

- (1) 従業員が詰替える場合は1日当り指定数量未満に限り可能です。
- (2) セルフスタンドでは、顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることは認められません。
- (3) セルフスタンドの従業員は、制御卓（監視カメラ、給油開閉装置、緊急停止装置、放送機器）により顧客自らによる給油作業等を監視し、顧客に対し必要な指示を行なうこととされています。

問い合わせ先

臨港消防署危険物係 299-0119	川崎消防署危険物査察係 223-0119	幸消防署危険物査察係 511-0119	最寄の消防署にお問い合わせ ください
-----------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------